

国民健康保険に加入しているかたへ

保険税の納付は納期限内にお願いします

国民健康保険税納税通知書を、7月中旬に送付します。

■令和6年度国民健康保険税(普通徴収)の納期及び納期限

納期	納期限	納期	納期限
1期	7月31日(水)	5期	12月2日(月)
2期	9月2日(月)	6期	12月25日(水)
3期	9月30日(月)	7期	令和7年1月31日(金)
4期	10月31日(木)	8期	令和7年2月28日(金)

保険税の納付は年金天引き(特別徴収)が便利です

令和5年10月2日～令和6年4月1日に65歳になり、要件を満たす場合は、10月から年金天引きが開始されます。

口座振替希望の場合は、窓口に提出してください。納付状況により変更できない場合があります(納付書払いへの変更は不可)。

対象 令和6年度中に65～74歳で、次の全てにあてはまる国民健康保険加入の世帯主のかた

- ①世帯の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満
- ②年金受給額が年額18万円以上
- ③介護保険料の特別徴収対象者で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が、天引き対象となる年金額の2分の1以内

被保険者証(保険証)が8月から新しくなります

新しい保険証を、7月上旬に被保険者ごとに特定記録で郵送します。古い被保険者証は有効期限が過ぎてから、破棄してください。

※マイナンバーカードと保険証の原則一体化に伴い、従来の保険証は12月2日(月)に廃止され新規発行を終了します。

廃止時点で発行済みの保険証は、廃止日から最長1年間使用することができます。

※国民健康保険税の滞納がある場合は、7月31日(水)まで、納税などの相談を受付けます(土・日曜日・祝日を除く。)

軽減判定所得が引き上がりました

変更点は波線

均等割軽減割合	軽減判定基準
7割	43万+10万×(給与所得者等の数(※1)-1)以下
5割	43万+29.5万×被保険者等の数(※2)+10万×(給与所得者等の数(※1)-1)以下
2割	43万+54.5万×被保険者等の数(※2)+10万×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

※1 一定の給与所得者と公的年金などの支給を受けるかた

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したかたを含む

保険税率などが変更になりました

変更点は波線

	医療分	後期支援分	介護分
所得割	7.04%	2.41%	2.21%
均等割	28,400円	14,700円	15,400円
限度額	65万円	24万円	17万円

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の更新をお願いします

8月以降も認定証が必要なかたは、更新手続き(7月24日(水)受付開始)が必要です。

※世帯に所得の申告をしていないかた(16歳未満を除く。)がいる場合や、保険税を滞納している場合などは、交付されない場合があります。

※マイナ保険証を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

よくある質問

Q 医療費が高額になったら

A 申請をすることで、自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。また、医療機関窓口で保険証と認定証を提示することで、1か月の支払額が自己負担限度額までとなります。

※同月に複数受診がある場合は、別途申請が必要になる場合があります。

※差額ベッド代などの保険外負担分や入院時の食事は対象外です。

Q 社会保険などに加入しているが、国民健康保険被保険者証が届いた

A 国民健康保険からの脱退手続きが必要です。国民健康保険の保険証で受診をした場合の医療費

など、市から返還請求をする場合があります。

Q 退職後など、どの健康保険にも加入していない

A 原則14日以内に国民健康保険への加入手続きが必要です。加入の日は社会保険などの資格を喪失した日となり、国民健康保険税も遡って賦課されるため、手続きが遅れると、一度に納付する額が大きくなります。

保険証がないと、医療費は全額自己負担となりますが、国民健康保険加入後、申請をすることで保険給付分が支給されます。

